青梅市庁舎清掃業務委託仕様書

青梅市庁舎清掃業務委託の実施については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1　受注者は、ビルクリーニング技能士または建築物環境衛生管理技術者の資格を有する現場責任者を選任し、業務実施時は常時配置する。またその者が不在となる場合は同等の資格を有する代務者を置くこと。

2　従事者の事前届出

受注者は公務にかかる個人情報の漏洩を防ぎ、業務履行に万全を期するため、当業務の一般従事者全員（社員およびパート社員）について、次の書類を履行開始日１４日前までに発注者に提出し承認を受けること。

(1) 従事者の名簿

(2) ビルクリーニング技能士または建築物環境衛生管理技術者の資格者証の写し

3　受注者は、次の各号にかかげる業務を行うものとする。

業務内容と実施場所は別紙内訳明細書と清掃基準表に準ずること。

(1) 日常清掃業務

ア　青梅市の休日を定める条例（平成元年条例第２６号）第１条第１項に規定する日以外の日（以下、「平日開庁日」という。）に実施する清掃を日常清掃業務とし、玄関、ホール、廊下、リフレッシュコーナー、便所、階段等の共有区画において実施するものとする。

イ　平日開庁日の午前８時から午後５時までの間に実施するものとする。ただし、指定時間以外に実施する必要が生じたときは、発注者と受注者が協議の上実施するものとする。

ウ　床面はダストモップまたはほうき等を使用し清掃する。カーペット類に関しては、真空掃除機で除塵する。汚れ部分は水拭きを行い、土や砂などの汚れを取り除く。容易に移動できる備品等については、移動して清掃する。

エ　１階エントランス等について、日常清掃以外でも汚れが目立つ場合には、現場責任者の指示により清掃する。

オ　玄関、出入口の扉ガラスは乾拭きまたは洗剤を使用し拭く。また、金属部分は埃を除去し、必要に応じて適正な洗剤を用いて汚れを除

去し乾いた布で磨く。

カ　扉および壁面は、はたきまたは静電気除塵具等で除塵し、汚れ部分は水拭きまたは適正な洗剤を使用し拭き取る。

キ　階段手すり、ドアノブ、エレベーター押しボタン等は、タオルで水拭きまたは適正な洗剤（アルコール消毒液等）を用いて拭く。

ク　冷水器については､水受けを水洗いまたは洗剤を用いて洗浄する。

ケ　便所、更衣室の洗面所については、水洗いまたは水拭きし、汚れの程度に応じて洗剤洗いを行う。

コ　洗面台、手洗い、うがい場、湯沸室等の流し場は専用洗剤を用いて洗浄する。付属金属は乾いた布で磨き、鏡面は鮮明にする。

作業を実施するために入室する際は、その旨を伝え、利用者がいる場合は利用者に配慮し、作業中は清掃中の旨を表示するものとする。

トイレットペーパー、手洗い石鹸等の消耗品の補充は適宜行う。

サ　茶がら、汚物、また備え付けの灰皿から集めた吸殻は残り火等に注意し、毎日搬出処理を行い、指定した場所に集積する。ゴミ回収日には廃棄物を地下１階のごみ庫に運搬する。

(2) 定期清掃業務

床洗浄、カーペット洗浄、窓ガラス清掃、ブラインド清掃とする。実施時期については発注者と受注者が協議し定めるものとする。

ア　床洗浄については次のとおりとする。

(ｱ) 弾性床（ビニールシート）

ほうき等でゴミを除去し、床材にあった洗剤を塗布し、ポリッシャーを用いて洗浄する。

吸水用真空掃除機またはスクイジーで汚水を除去し、水洗いしたモップで２回以上水拭きする。

床が乾いた後、床材に適したワックスを塗布し、十分に乾燥させ仕上げる。

(ｲ) 硬質床（磁器質タイル）

床面の除塵を行い、床材にあった洗剤を塗布し、床磨き機を用いて洗浄する。洗浄後は、乾いたモップ等を使用し水分を取り除く。

イ　カーペット洗浄

カーペット床を全面洗浄し､丁寧に汚れを除去し水分を除去する。

ウ　窓ガラス清掃

ガラス面に水または洗剤を塗布し、汚れを除去し窓用スクイジーで汚水を除去する。ガラス面の汚水をタオル等でふき取り、ガラス周りのサッシをタオルで乾拭きする。

ゴンドラを使用する場合には、法令に定めるところにもとづきゴンドラ取扱い業務特別教育規程（昭和４７年労働省告示第１２１号）の特別教育を修了した者に限って従事させること。

エ　ブラインド清掃

洗剤等を用いて雑巾又はダストクロスでスラットの埃を拭き取ること

(3) 特別清掃業務

空調換気設備の吹出口および吸込口清掃ならびに青梅市議会会議開催中（招集議会、定例議会、臨時議会）における議場内清掃とする。

ア　空調換気設備の吹出口および吸込口清掃

吹出口、吸込口、風量調整器およびその周辺を除塵した後、洗剤で汚れを除去し、水拭きする。

イ　青梅市議会会議開催中における議場内清掃

青梅市議会開催中は、開催予定時刻３０分前までに、議席をタオルで水拭き、または適正な洗剤を用いて拭き､乾拭きして仕上げる。

また、日常清掃については発注者の指示により、適宜行うこととする。